

○総務省訓令第51号

信書便事業における許認可に係る標準処理期間の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年10月30日

総務大臣 藤井比早之

信書便事業における許認可に係る標準処理期間の一部を改正する訓令

信書便事業における許認可に係る標準処理期間（平成27年総務省訓令第42号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
許認可の種類	法令名	根拠条項	標準処理期間	許認可の種類	法令名	根拠条項	標準処理期間
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
法人の解散の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）	第15条第2項	0.5～1か月	法人の解散の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）	第15条第2項	0.5～1か月
<u>定形信書便物の料金の上限の額の認可</u>	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）	<u>第16条第3項</u>	<u>2～5か月</u>	[新設]	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）	[新設]	[新設]
信書便約款の認可・変更の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）	第17条第1項	1～2か月	信書便約款の認可・変更の認可	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）	第17条第1項	1～2か月
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この訓令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第42号）の施行の日（令和8年12月1日）から施行する。